

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	観光振興課	検索番号	1－1
法令名	旅行業法	根拠条項	19－1、37－1		
不利益処分 (根拠規定)	旅行業者等に対する業務停止命令及び登録の取消し				
○旅行業法					
(登録の取消し等)					
第十九条 観光庁長官は、旅行業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消す事ができる。					
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					
二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。					
三 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けたとき。					
2 観光庁長官は、旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。					
3 第六条第二項の規定は前二項の規定による処分について、前条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。					
第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。					
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					
二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。					
三 不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。					
2 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。					
3 第二十六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。					
(登録の拒否)					
第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。					
一 第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三十七条の規程により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)					
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者					
三 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。)					
四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者					
五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第七号のいずれかに該当するもの					
六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの					
七 法人であつて、その役員のうちに第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの					
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者					
九 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者					

- 十 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第三号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- 十一 旅行者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第六条第一項第一号から第四号まで又は第八号のいずれかに該当する場合
 - 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの
 - 三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 法人であつて、その役員のうちに第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(処分基準)

○旅行業法第19条第1項に基づく旅行者の不利益処分の基準について
(平成29年3月31日制定、平成29年12月28日一部改正)

1. 不利益処分の基準について

法第19条第1項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

2. 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の(1)から(3)の全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、(1)及び(2)又は(3)に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、(1)のみ又は(2)及び(3)のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、1.の業務の停止の期間を短縮することができる。

- (1) 現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- (2) 過去10年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- (3) 再発防止のための体制を既に構築したと認められること

3. 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行者が、当該不利益処分から5年を経過するまでの間に再度同一事項違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重大なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2分の3を乗じて得た日数に加重することができることとする(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

4. 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができる。

5. 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

6. 不利益処分の一時実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

7. 不利益処分後の関係団体等への通知について

不利益処分を行った場合は、その内容等を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び当該旅行業者が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。

(別表)

		根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考) 罰則
登録に関するもの	1	法第3条	登録違反	—	100万円以下
	2	法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務の停止又は登録の取消し	100万円以下
	3	法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務の停止又は登録の取消し	100万円以下
	4	法第7条第3項、第9条第6項	供託未届の状態で事業を開始	60日間の業務の停止又は登録の取消し	100万円以下
	5	法第14条	名義貸し、営業の貸し渡し等	60日間の業務の停止又は登録の取消し	100万円以下
	6	法第6条の4第3項	登録事項変更届未届け等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	7	法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止 又は登録の取消	なし
事業の実施体制に係るもの	8	法第10条	取引高未報告等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	9	法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下
	10	法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	11	法第11条の2第4項	他営業所との管理者兼務（地域限定旅行業者で兼務が可能な場合を除く）	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	12	法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	13	法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下
	14	法第12条第1項	取扱料金（募集型企画旅行以外）非揭示	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	15	法第12条の2第3項	約款非揭示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	16	法第12条の6第1項	外務員規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	17	法第12条の9第1項及び第2項	標識非揭示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	18	法第14条の2第3項	受託契約不備	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	19	法第33条第2項	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
旅行者に対する	20	法第12条の4	取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	21	法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下
	22	法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下

取引行為に係るもの	23	法第 12 条の 8	誇大広告	行政指導→ 18 日間の業務停止	30 万円 以下
	24	法第 12 条の 10	旅程管理不実施	18 日間の業務停止	なし
	25	法第 12 条の 11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→ 6 日間の業務停止	なし
	26	法第 13 条第 1 項	禁止行為（取扱料金を超えた料金収受、 故意の事実隠蔽、不実告知）	18 日間の業務停止	30 万円 以下
	27	法第 13 条第 2 項	禁止行為（債務履行の不当な遅延）	行政指導→ 6 日間の業務停止	なし
	28	法第 13 条第 3 項	禁止行為（旅行地で施行されている法令 違反行為のあっ旋、便宜供与等）	18 日間の業務停止	なし
その他	29	法第 19 条第 1 項	業務停止命令違反	60 日間の業務停止 又は登録の取消し	50 万円 以下
	30	法第 18 条の 3	業務改善命令違反	18 日間の業務停止	30 万円 以下
	31	法第 70 条第 1 項及び第 3 項	虚偽報告等及び立入検査拒否等	18 日間の業務停止	30 万円 以下

(注 1) 9 から 16 の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数（本文 2 の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数）に加算する。

14 日以内	0 日
15 日超 1 ヶ月以内	3 日
1 ヶ月超 6 ヶ月以内	5 日
6 ヶ月超 1 年以内	10 日
1 年超	15 日

(注 2) 25 の違反については、違反回数が 5 回増える毎に 2 日間を上表の日数（本文 2 の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数）に加算する。

(その他)